





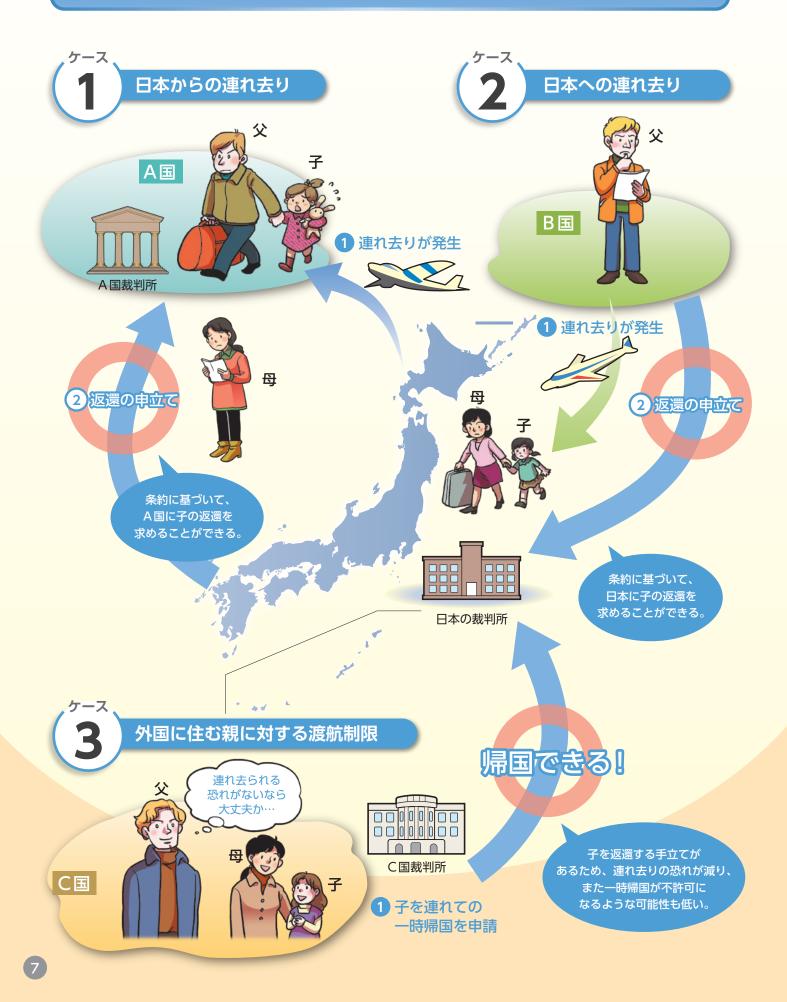




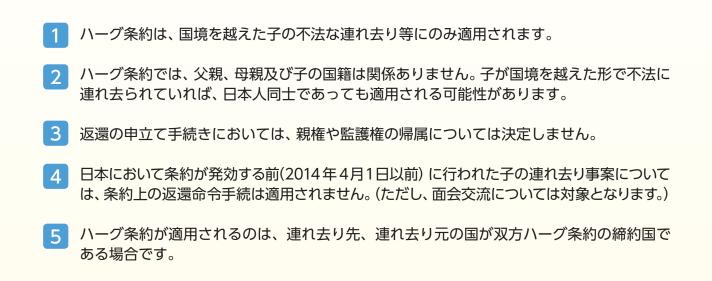




日本のハーグ条約締結によって変わること



ハーグ条約のポイント



■ ハーグ条約締約国

計96か国

次 州

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、 ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、 カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、 スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、 チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、 フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、 マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、 ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

2017年3月現在

米国、カナダ

イスラエル、イラク、 トルコ

アフリカ

ガボン、ギニア、ザンビア、 ジンバブエ、セーシェル、 ブルキナファソ、南アフリカ、 モーリシャス、モロッコ、 レソト

アジア

シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、 中国(香港、マカオのみ)、日本、 パキスタン、フィリピン ※中国のその他の地域には適用されない

大洋州

オーストラリア、 ニュージーランド、フィジー

中南米

アルゼンチン、ウルグアイ、 エクアドル、エルサルバドル、 グアテマラ、コスタリカ、 コロンビア、セントクリストファー・ ネーヴィス、チリ、ドミニカ共和国、 トリニダード・トバゴ、ニカラグア、 パナマ、バハマ、パラグアイ、 ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、 ペルー、ボリビア、ホンジュラス、 メキシコ

Q&A

Q1 条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合、ハーグ 条約の適用対象になるのでしょうか?

A1

子の国境を越えた連れ去りが日本においてハーグ条約 が発効する平成26年4月1日よりも前に行われた場合 には、ハーグ条約に基づき、子を元々居住していた国へ 返還することを求めることはできません。ただし、条約 が発効する前に子の連れ去りが起きた場合であっても、 条約に基づき、子との面会交流を実現するための援助を 要請することは可能です。



Q2 元配偶者が無断で子を日本から海外へ連れ去ってしまったのですが どうしたら良いでしょうか?

A2 子が連れ去られた先の国がハーグ条約締約国 である場合には、子を日本へ返還するための 支援や子との面会交流を実現させるための支 援を日本や海外の中央当局に対し申請するこ とができます。日本の中央当局(外務省ハー グ条約室)への申請方法の詳細につきまして は、外務省HPをご覧ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/

hague/index.html

Q4



日本へ子を連れて帰りたいのですが、再度元の居 住国に戻った場合逮捕される危険性はあるので しょうか?

A4 国によっては、他の親権者の同意なく子を国外へ 連れ出すことも誘拐罪等に問われ、逮捕されるこ

ともあります(米、英、仏、 豪等)。そのようなことが 起きないよう子を連れて日 本に帰ることを希望する場 合は、まず現地の弁護士等 に相談してください。



Q&A

Q5 DV被害者に対する配慮や支援はあるのでしょうか?

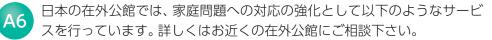
A5

A7

ハーグ条約が適用されても、必ずしも子を返還しなければならないわけではなく、 子の返還を求める親が子に対し暴力等を振るうおそれがあったり、もう一方の親 に対して、子に悪影響を与えるような暴力等を振るうおそれ等の事情があれば、

> 返還の拒否が認められることがあります(詳細は、5ページ を参照下さい)。なお、外務省ハーグ条約室では、ハーグ 条約の実施にあたってDV被害者の方に適切な対応がで きるような専門家を職員として採用している他、在外公館 においてもDV被害者に対する支援を強化しています(詳 細は、Q6を参照下さい)。

Q6 家庭内での問題を抱えている方に対して在外公館はどのような支援をして くれるのでしょうか?



- 家族法や渉外民事専門の弁護士 (可能な限り日本語が通じる弁護士) や 各種窓□ (調停、面会交流、DV 被害者支援団体、通訳・翻訳家等)の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・要請
- 家庭問題に関する在外公館への相談内容の記録の作成及び要請がある 場合の相談者への提供

Q7 中央当局は子の連れ去り問題の友好的な解決を実現する ためにどのような支援をしてくれるのでしょうか?

日本の中央当局(外務省ハーグ条約室)で は、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争 解決手続(ADR)機関の紹介、弁護士紹介 制度の案内、面会交流支援機関の紹介等 の支援を行います。また、経済的な困難 を抱えた方は、弁護士費用等の貸付制度 である民事法律扶助制度も利用できま す。民事法律扶助制度の詳細については、 日本司法支援センター(通称:法テラス) のHPをご覧ください。 URL: http://www.houterasu.or.jp/ 

10





中央当局

外務省領事局ハーグ条約室 〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1 TEL: 03-5501-8466 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html E-mail: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

在外公館

下記在外公館リストをご覧下さい。 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/ list/index.html

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 弁護士会館15 階 TEL: 03-3580-9841(代表) URL: http://www.nichibenren.or.jp/

裁判所

(1) 東京家庭裁判所

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-2 TEL: 03-3502-8311 URL: http://www.courts.go.jp/tokyo-f/

(2) 大阪家庭裁判所 〒540-5321 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-13 TEL: 06-6943-5321 URL: http://www.courts.go.jp/osaka/

日本司法支援センター(法テラス)

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F TEL: 0570-078374(法テラスサポートダイヤル) URL: http://www.houterasu.or.jp/